

検討結果

総合海洋政策本部「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」

平成26年6月10日
チーム長 山本一太 海洋政策担当大臣

平成26年3月に総合海洋政策本部の下に設置された「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム（以下「検討チーム（別紙参照）」）」は、同年6月までに計4回の議論を重ね、排他的経済水域等（以下「EEZ等」）の海域管理の在り方として、以下を結論付けた。

1. 海域管理のありうべき姿

EEZ等我が国の海洋を活用して、海洋産業をはじめとする多様な経済活動を推進することが成長戦略の観点からも重要。環境保全を図りつつ、既存利用者である漁業者等が不利益を被ることなく、多様で重複する海域の利用を円滑且つ効果的に調整し、海洋を最大限に利用することが必要。

2. 海域管理の目指すべき方向性

- (1) 海域の円滑な利用調整を行うためには、海域の新規利用者と既存利用者との丁寧な対話を通じた信頼関係の構築が基本。早い段階から、一つ一つ丁寧に説明を行い、信頼関係を構築し、関係者の理解を得ていくことが重要である。
- (2) EEZ等における海洋エネルギー・鉱物資源開発は、採算面や技術的理由から、直ちに商業化を行う状況にはない。また、浮体式洋上風力についても、当面は技術的な課題の解決等に、国が中心となって実証事業に取り組んでいる段階であり、商業化には相当時間がかかる。一方で、海洋再生可能エネルギーについては、技術開発、実証事業及び利用調整のための環境整備が領海内においては既に取り組まれている。
- (3) 海域の利用に当たっては、科学的な情報を踏まえて、環境影響評価等により環境の保全に十分配慮することで、開発と環境保全の調和を図ることが重要である。
- (4) 上記（1）～（3）の考え方を踏まえつつ、実際の海域利用に当たっては、各地域における利害関係者の実情や、海域利用者の事業の実態を十分踏まえて対応することが重要である。

3. まとめ

海洋産業、特に海洋再生可能エネルギーの利用を促進するためには、海域利用者、特に既存利用者の事業の実態や環境との調和等に十分配慮し、様々な地域の特性を踏まえ、具体的計画が生じた段階で、事業対象海域の利害関係者の実情等に応じて、個別に丁寧な利用調整を行う必要がある。今後、自治体や民間、漁業者等関係者の意見を聞きながら関係省庁が連携して、個別丁寧にその円滑化を図る仕組み等について柔軟に取り組む必要がある。

「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」

1. 設置

海洋基本法（平成19年法律第33号）第16条第1項に基づき定められた「海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）」の実施を推進するため、総合海洋政策本部令（平成19年政令第202号）第3条の規定に基づき、総合海洋政策本部の下に、「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム（以下「検討チーム」）」を設置した。

2. 目的

検討チームは、海洋産業の振興のため、海洋基本計画に掲げられた『排他的経済水域及び大陸棚の開発等を推進するための海域管理の適切な管理の在り方』を検討することとする。

3. 構成員

検討チームの構成員は、次のとおり。

チーム長 海洋政策担当大臣

チーム員 内閣府副大臣

外務副大臣

文部科学副大臣

農林水産副大臣

経済産業副大臣

国土交通副大臣

環境副大臣

4. 検討チーム開催と主要討議項目

3月 5日 排他的経済水域等の利用を巡る実態と今後の見通し

4月 22日 海域利用に関する円滑な利用調整の方法

5月 28日 開発と環境保全の調和の方法

6月 10日 検討チームのとりまとめについて

5. 検討チーム事務局

内閣官房総合海洋政策本部事務局